

特記仕様書

1 業務委託名称等

業務名称：令和8年度首里城公園発掘調査（中城御殿跡）に伴う支援業務委託

業務場所：沖縄県那覇市首里大仲町（中城御殿跡）

履行期間：契約締結日から令和9年3月31日

2 共通仕様書の適用

本委託業務にあたっては、本特記仕様書のほか、「発掘調査支援業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

3 特記仕様書の適用

本特記仕様書は、「令和8年度首里城公園発掘調査（中城御殿跡）に伴う支援業務委託」に適用する。

4 数量等

特に指示がない限り、作業は祝日を除く火曜日から金曜日とする。その他詳細は現場説明書のとおりとする。

5 留意事項

（1）発掘調査に関する留意事項

ア 現地作業は、令和8年12月をめぐりに終了させることが望ましい。

イ 当センター職員の現地での指示が必要な掘削に関する作業時間は、原則的に午前9時から午後4時30分までとする。但し、変更の必要がある場合は、調査職員と適宜協議する。

ウ 周辺工事等の進捗に応じて、現場進入路の設置変更および環境整備等、調査職員と協議の上、必要な措置を講ずること。

エ 調査現場への関係者以外の立ち入りを禁止するため、必要と認められる箇所に立入禁止の表示板・防止策等を設置しなければならない。なお、来園者の往来も想定されることから、必要と認められる箇所に警戒表示板・バリケード等の保安設備を設置し、注意を促すとともに、配慮するよう努めること。

オ 調査区へ散水できるように、既設の仮設水道使用に伴う手続きを行うこと。また、調査終了後は仮設水道を撤去予定。

カ 赤土等流出防止条例の他、土壌汚染対策法に基づく必要な対応を行うこと。

キ 土砂、礫、面石、コンクリート、パイプ等については分別して仮置きすること。

ク 必要に応じて、関係者等の会議・調整へ調査職員とともに出席すること。また、関係資料を作成し提出すること。

（2）熱中症対策に関する留意事項

- ア 作業員等の健康状態について管理し、適時休憩や水分・塩分補給をするなどして熱中症対策を十分に行うこと。
- イ WBGT 計測器(黒球式熱中指数計)により定時計測を実施し、熱中症対策に活用すること。
- ウ 業務工程表に基づき、計測結果の資料を提出すること。

(3) 環境整備等に関する留意事項

- ア 「公立大学法人沖縄県立芸術大学固定資産貸付規定」にもとづき、事前に資産貸付申請書を提出し、許可を得て、仮設事務所の設置場所や駐車場を確保すること。
- イ 電気・水道を沖縄県立芸術大学からひく場合は、子メーターを設置して、毎月支払うこと。
- ウ 「公立大学法人沖縄県立芸術大学固定貸付資産使用料規定」にもとづき、受託業者が使用する分の仮設事務所や駐車場の面積に応じて、資産使用料を支払うこと。

6 現場事務所の設置

- (1) 調査現場付近に現場事務所を設置する。現場事務所の場所や規模、備品については、調査職員と協議の下で決定すること。
- (2) その規模は調査職員等を含めた業務規模にあわせたものとし、受託調査員等と調査職員の事務所は、間仕切り等にて区切り、出入口も別とすること。
- (3) 遺物及び道具類保管のための倉庫を設置すること。
- (4) 現場仮設事務所及び倉庫の防犯対策などについて、調査職員と協議の上、必要な措置を講ずること。

7 成果品の検査とその予定日

共通仕様書の第8条に挙げる成果物の検査を、令和9年3月19日に行うものとする。ただし、受託者が上記の予定日以前に検査を希望する場合は、委託者と協議の上、別日を設定することができる。